

令和 8 年 4 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

4 月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 16 号	八戸市社会教育委員の委嘱について・・・・・・・・・・	1
議案第 17 号	八戸市文化財審議委員の委嘱について・・・・・・・・・・	3
議案第 18 号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 19 号	八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	9
議案第 20 号	八戸市文化財の指定解除について・・・・・・・・・・	13

議案第16号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

令和 8 年 4 月 28 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市社会教育委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
たむら はじめ 田村 元	八戸市私立幼稚園協会 副会長
なかおく なおこ 中奥 尚子	八戸市小学校長会 副会長
くまがい せいじ 熊谷 誠二	八戸市中学校長会 会長
たばた よしゆき 田畑 芳幸	八戸市連合父母と教師の会 会長
たなか たかひろ 田中 貴大	一般社団法人八戸青年会議所 理事長
たかはし まさき 高橋 昌樹	八戸市子ども会育成連合会 事務局長
まつい み か 松井 美香	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット 理事
まつもと あ や こ 松本 亜矢子	八戸おはなしの会紙風船 書記
ね じょう たかゆき 根 城 隆幸	八戸学院大学 地域共創学部 非常勤講師
かわもり た れい こ 川守田 礼子	八戸工業大学 感性デザイン学部 教授
すずき やすひろ 鈴木 康弘	八戸学院大学短期大学部 こども教育学科 講師
ふくだ やすお 福田 弥夫	八戸学院地域連携研究センター センター長・教授
うえたいら み き 上 平 美紀	公募

任期は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までとする。

議案第17号

八戸市文化財審議委員の委嘱について
八戸市文化財審議委員に別紙の者を委嘱する。

令和 8 年 4 月 28 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市文化財審議委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためものである。

氏 名	専 門 分 野
たか はし あきら 高 橋 晃	植 物
さい どう まさ と 斎 藤 政 人	建 築
くま がい りゅう じ 熊 谷 隆 次	近 世
たき じり よし ひで 滝 尻 善 英	民 俗
く どう たけ ひさ 工 藤 竹 久	考 古
やま だ やす こ 山 田 泰 子	美術工芸
くろ さか たか ひろ 黒 坂 貴 裕	文化財

任期は、令和8年5月1日から令和10年4月30日までとする。

議案第18号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和8年4月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

八戸市縄文学習館を廃止するためのものである。

議案第 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

八戸市縄文学習館を廃止するためのものである。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（平成23年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条各号列記以外の部分中「縄文館」を「八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（以下「縄文館」という。）」に改める。

第4条第1項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(埋蔵文化財センターの名称及び位置) 第2条 (略) (事業) 第3条 <u>八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館 (以下「縄文館」という。)</u> は、次の事業を行う。 (1) 埋蔵文化財の調査及び研究に関すること。 (2) 埋蔵文化財の保存及び活用に関すること。 (3) 埋蔵文化財に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (4) 是川遺跡の整備に関すること。 (5) その他縄文館の設置目的を達成するために必要な事業 (観覧料) 第4条 縄文館の観覧料は、別表のとおりとする。 2・3 (略)	(埋蔵文化財センターの名称及び位置) 第2条 (略) 2 <u>八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館 (以下「縄文館」という。)</u> の附属施設として、八戸市大字是川字中居3番地1に八戸市縄文学習館を置く。 (事業) 第3条 縄文館は、次の事業を行う。 (1) 埋蔵文化財の調査及び研究に関すること。 (2) 埋蔵文化財の保存及び活用に関すること。 (3) 埋蔵文化財に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (4) 是川遺跡の整備に関すること。 (5) その他縄文館の設置目的を達成するために必要な事業 (観覧料) 第4条 縄文館の観覧料は、別表のとおりとする。<u>ただし、八戸市縄文学習館のみを</u> <u>観覧する場合の観覧料は、無料とする。</u> 2・3 (略)

議案第19号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和8年4月28日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市立南郷公民館の使用料に冷房料を加えるためのものである。

議案第 号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

八戸市立南郷公民館の使用料に冷房料を加えるためのものである。

八戸市公民館条例の一部を改正する条例

八戸市公民館条例（昭和51年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の表備考第1項中「暖房料」の次に「、冷房料」を加える。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

八戸市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第10条関係）			別表第2（第10条関係）		
3 南郷公民館の使用料			3 南郷公民館の使用料		
使用区分	金額	摘要	使用区分	金額	摘要
大ホール	円		大ホール	円	
大広間	1,290	夜間（4月から10月までは午後5時以降、11月からは午後4時以降）は、5割増とする。	大広間	1,290	夜間（4月から10月までは午後5時以降、11月からは午後4時以降）は、5割増とする。
調理室	310		調理室	310	
その他の室	210	夜間の使用時間は、特別な場合を除いて午後10時までとする。	その他の室	210	夜間の使用時間は、特別な場合を除いて午後10時までとする。
冠婚葬祭に使用する場合	16,180	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室、調理室及び酒膳室とする。	冠婚葬祭に使用する場合	16,180	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室、調理室及び酒膳室とする。
映画会、演芸会等に使用する場合	10,780	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室及び酒膳室とする。	映画会、演芸会等に使用する場合	10,780	使用できる部屋は、大ホール、大広間、控室及び酒膳室とする。
備考			備考		
1 暖房料、冷房料及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。			1 暖房料 及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。		
2 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、冠婚葬祭に使用する場合は、1式の金額とする。			2 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、冠婚葬祭に使用する場合は、1式の金額とする。		
3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。			3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		

議案第20号

八戸市文化財の指定解除について

八戸市文化財審議委員に別紙の八戸市文化財の指定解除について諮問する。

令和 8 年 4 月 28 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸藩日記が青森県文化財保護条例第 4 条の規定により令和 8 年 4 月 8 日に青森県文化財（県重宝）に指定されたことに伴い、八戸市文化財保護条例第 11 条に基づき、上記の八戸市文化財の指定解除について諮問するものである。

名称及び員数	八戸藩日記 530冊
所在地	八戸市大字糠塚字下道2番地1（八戸市立図書館）
指定年月日	平成10年1月14日
所有者	八戸市

